

13 地域農業振興施策の充実について

(農林水産省)

【内容】

- (1) 水田農業の担い手の経営安定を図るため、経営所得安定対策等において、飼料用米、麦、大豆等について引き続き数量払い制度及び交付単価を維持すること。
- (2) 農地中間管理事業の円滑な実施のため、機構集積協力金について、事業の確実な実施に必要な財源を確保すること。また、個人に支払われる経営転換協力金及び耕作者集積協力金の交付要件における貸出期間の弾力的な運用を図るとともに、貸付手続きを簡素化すること。
- (3) 野菜や花きを始めとする先進的な農家経営に対応する農業技術・品種の研究開発を進めるため、県が行う試験研究への支援を拡充すること。
- (4) 鳥獣被害防止対策を一層進めるための侵入防止柵整備及び捕獲対策に要する経費について、十分な予算を確保すること。

(背景)

- 経営所得安定対策等における水田活用の直接支払交付金では、飼料用米・米粉用米に数量払いや多収品種への加算措置がなされ、飼料用米の取組が増加した。主食用米の需給のバランスを図るためにには、今後とも、飼料用米や転作作物等の推進が必要であることから、担い手の所得を確保できる現行の助成制度が継続される必要がある。
- 全国的に借受希望面積に対して貸出希望面積が少なく、農地中間管理事業の円滑な実施には、協力金予算の確保が必要である。加えて、農地の資産保有意識が強い農家にとっては、機構集積協力金のうち個人に支払われる経営転換協力金及び耕作者集積協力金の交付要件の貸出期間が10年以上と長いことや、貸付手続きに時間を要することがこの制度の利用に慎重となる要因となっているため、出し手（貸出希望者）が利用しやすい制度となるような措置を講ずる必要がある。
- 公募型試験研究については、平成28年度は平成27年度より減額されたものの、平成27年度補正予算で創設された「革新的技術開発・緊急展開事業」により措置がなされた。しかし、これらの事業の研究期間は3年以内（一部5年以内）と短く、中長期的な展望に基づく研究開発の実施が困難になっている。新品種の開発等には、国と県の研究機関において、長期間にわたる戦略的な連携を充実させる必要がある。

- 野生鳥獣による農作物被害は依然として深刻であり、営農意欲の減退や農業生産の減少などにつながるため、市町村からは、その対策としての防御と捕獲に対する継続的な支援要請が強い。

(参 考)

◇ 転作作物と主食用米の10アール当たりの所得（26年産） (単位：千円)

作物名	販売収入	経営所得安定対策交付金	収入合計	経営費	所得
飼料用米	7	(標準単収の場合) 80	87	64	23
小麦	11	77	88	45	43
大豆	14	70	84	44	40
主食用米	116	7.5	123.5	87	36.5

◇ 愛知県の農地中間管理事業実施状況

(平成28年3月末現在)

26年度貸付		27年度貸付		貸付累計	
経営体数	面積(ha)	経営体数	面積(ha)	経営体数	面積(ha)
87	64.51	278	513.09	365	577.6

◇ 国の農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業の予算額・応募・採択の状況 () は愛知県

【研究実施期間：5年以内】

区分	26年度	27年度	28年度
予算額	53億円	53億円	33億円
応募件数	467(12)	386(8)	290(5)
採択件数	63(4)	72(2)	38(1)

◇ 国の革新的技術開発・緊急展開事業の予算額・応募・採択の状況 () は愛知県

【研究実施期間：5年以内】

区分	28年度
予算額	100億円
応募件数	410(11)
採択件数	160(7)

◇ 県の鳥獣被害の状況

(単位：百万円)

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
獣害被害	86	180	191	342	232	267	208	241
鳥害被害	331	382	314	266	237	184	188	257